

議案第56号

勝山市行政財産使用条例の一部改正について

勝山市行政財産使用条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年11月26日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市行政財産使用条例の一部改正により、行商行為等に係る使用料の基準を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市行政財産使用条例の一部を改正する条例

勝山市行政財産使用条例(平成9年勝山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4 <b>第4項</b>の規定に基づき、勝山市行政財産(以下「行政財産」という。)の目的外の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、<b>別表</b>に定める使用料を納付しなければならない。<b>なお、使用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額とする。</b></p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4 <b>第7項</b>の規定に基づき、勝山市行政財産(以下「行政財産」という。)の目的外の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、<b>別表第1</b>に定める使用料を納付しなければならない。<b>ただし、行政財産の一部を行商行為等で使用させる場合は、別表第2に定める額とする。</b></p> <hr/> <p><b>2 前項に規定する行商行為等とは、行商、募金、その他これらに類する行為、業として写真又は映画の撮影行為、興業、競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため、土地の全部又は一</b></p>

2 **別表** \_\_\_\_\_ によることが不適當又は困難であると認められる場合の使用料は、市長がその都度定めることができる。

**別表**（第5条関係）

（略）

（新設）

**部を独占して使用する行為をいう。**

3 **別表第1及び別表第2**によることが不適當又は困難であると認められる場合の使用料は、市長がその都度定めることができる。

**別表第1**（第5条関係）

（略）

**別表第2**（第5条関係）

財産区分	使用者区分	使用料日額	使用期間（1事業者あたり）
土地（駐車場）	勝山市民	1㎡あたり 200円	土、日、祝日の場合は、1月に合計4日までとし、連続使用は2日までとする。 平日の場合は、1月に合計5日までとする。
	勝山市民以外	1㎡あたり 1,000円	

**備考**

- 1 使用面積が1㎡に満たないとき又は1㎡未満の端数があるときは、1㎡とみなす。
- 2 この表に基づいて計算する使用料には、電気料、水道料、ガス料、清掃料、冷暖房料等は含まれないので、市長は別に定めるところにより実費を徴収することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に使用されているもので、使用期間と使用料が定まっているものについては、その有効期間に限り従前のおりとする。